

○自治体国際協力促進事業(モデル事業)助成要綱

(平成7年10月25日策定)

改正	平成9年10月22日	平成11年11月5日
	平成12年9月6日	平成13年9月12日
	平成15年8月28日	平成17年9月30日
	平成18年9月22日	平成26年4月1日
	平成28年10月3日	令和2年8月17日
	令和2年9月8日	令和3年9月1日
	令和6年4月1日	令和8年7月27日

(趣旨)

第1条 地方自治体における国際交流が友好・親善交流にとどまらず、地方自治体の持つ専門知識、人材等を活用した国際協力活動が展開しつつある中で、地方自治体の国際協力に対しては地域の特性を活かした多様な協力、対等な協力関係に基づく住民参加型の協力、そして相手地域の要請にあったきめ細かい協力が期待されている。このため、一般財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)は、地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。

(助成対象団体)

第2条 対象団体は次のものとする。

(1) 地方自治体(都道府県、市区町村)

(2) 地域国際化協会(総務大臣の認定を受けた地域国際化協会をいう。以下同じ。)

(3) NGO(いわゆる市民等により自発的に組織された非営利団体をいう。以下同じ。)

ただし、NGOにあつては、地方自治体、地域国際化協会(以下「地方自治体等」という。)と連携して事業を実施するNGOに限るものとし、その事業に対する助成は、当該地方自治体等の申請に基づき、当該地方自治体等を通じて行うものとする。

(助成対象事業)

第3条 対象事業(以下「モデル事業」という。)は、次の基準に適合するものとする。

(1) 地方自治体若しくは地域国際化協会又は地方自治体とNGO若しくは地域国際化協会とNGOが連携して実施する国際協力事業。(事前調査事業を含む。)

(2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる機関からの助成を受けている事業

- (2) 単なる資金供与だけの事業
 - (3) モデル事業の実施に要する経費（次項各号に掲げる経費を除く）の総額（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）が 100 万円に満たない事業
 - (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業
- 3 モデル事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。
- (1) 補助金
 - (2) 他用途に転用可能な備品整備等
 - (3) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費等、助成対象団体の通常運営に要する経常の経費
 - (4) 交際費
- (助成金)

第 4 条 助成金は、単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。

- (1) 1 事業につき 300 万円
- (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1 事業につき 500 万円

(申請)

第 5 条 モデル事業を実施しようとする地方自治体等は、協会に助成交付申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(助成団体及び助成額の決定)

第 6 条 協会は提出された申請書の内容を審査し、助成の対象となる地方自治体等（以下「認定団体」という。）及び助成金の額を決定する。

- 2 協会は、助成を決定した場合は、その旨を認定団体に通知する。
- 3 地方自治体等が共同で行う事業、地方自治体等が国際機関と連携して行う事業及び地方自治体等と NGO が連携して行う事業については、優先的に採択する。

(支払)

第 7 条 認定団体は、助成金の概算払を受けることができる。

- 2 助成金の支払を受ける場合には、助成金概算払・精算払請求書(様式第 2 号)を協会に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 8 条 認定団体は、事業内容を変更する場合には、その理由を付して、あらかじめ協会に変更承認申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。ただし、変更が軽微なものと協会が認める場合は、これを省略することができる。

- 2 助成団体は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

（流用の禁止）

第9条 認定団体及びNGOは、この要綱の規定により交付される助成金を、助成対象事業に係る経費以外の経費に使用してはならない。

（実績報告）

第10条 認定団体は、モデル事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第5号）を協会に提出しなければならない。

なお、地方自治体等とNGOが連携して行う事業にあつては、当該認定団体が協会に対して一括して実績報告をするものとし、NGOの事業実施状況や助成対象経費の支出状況については、当該認定団体が適宜の方法により適切に審査するものとする。

（助成金の額の確定）

第11条 協会は、実績報告があつた場合は、これを審査し、助成金の額を確定して認定団体に通知する。

（助成金の返還）

第12条 協会は、助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、当該認定団体に対して、期限を定めてその返還を命ずる。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第13条 助成団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が別に定める。

附 則（平成26年4月1日要綱第3号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月3日要綱第5号）

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則（令和2年8月17日要綱第1号）

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

附 則（令和2年9月8日要綱第4号）

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和3年9月1日要綱第11号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要綱第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月27日要綱第3号）

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。